

郷土芸能の指定について

1 郷土芸能の指定にかかる経緯について

- (1) 郷土の歴史に関連する芸能の保存継承を目的に活動する団体から、無形文化財指定登録に係る事前相談の文書を教育委員会にて受理した。(H29. 4)
- (2) 同団体の現状、これまでの経緯などとあわせ、今後の手続きについて確認、調整を行った。
- (3) 上記の件について、教育委員会定例会にて審議した結果、湯河原町文化財審議委員会の判断を仰ぐべきとの意見となった。(H29. 11)
- (4) 湯河原町文化財審議委員会において、内容を精査し、今後の方向性等につき審議した結果、次の意見となった。

「相談のあった芸能については、史実との検証などが不十分なため現段階では文化財の指定登録には至らないが、町内外の各種行事や祭典などに積極的に参加し郷土の歴史を広める文化芸能として広く認知されているので、今後は伝統芸能保護の観点から、維持保存を図る価値のある伝統芸能等を別途指定することなど制度の整備を検討していく。」(H29. 11)

- (5) 教育委員会定例会において、文化財審議委員会での結果を報告し、審議委員会での意見どおり同団体あてに回答することで承認を得た。(H29. 12)

2 今後の方針について

教育委員会及び文化財審議委員会での審議結果を踏まえ、伝統芸能保護の観点から、本町の郷土芸能を指定郷土芸能として指定し、次世代への伝承や育成を図るとともに、魅力あるまちづくりに資するため、湯河原町郷土芸能保存規則（別紙）を制定したい。